

歯科クリニック限定

緊急薬剤常備ネットワーク

歯科向け 「緊急薬剤常備ネットワーク」 のご提案

歯科クリニックにおける偶発症対応のために
「整備しておくべき薬剤」を
歯科クリニック様に常備いただく事を目的に
「～会員制～歯科クリニック限定 緊急薬剤常備ネットワーク」を運営いたしております。



フォーサイテック株式会社

東京都港区南麻布 2-4-5 皆川ビル 5 階

電話番号 : 03-6222-9598

FAX 番号 : 03-6222-9517

メールアドレス: toiwase@dental-kinkyuyakuzai.jp

【会員特典】

1. 歯科治療現場で想定される偶発症に対応する薬剤と使用に必要なシリンジや注射針をご提供いたします。

想定疾患	薬剤	個数	投与方法	備考
高血圧脳症	ニフェジピン錠10mg	2錠	経口	降圧剤
低血糖症	ブドウ糖粒3g	4粒	経口	ブドウ糖
狭心症	ニトロールスプレー1.25mg	1本	口腔内噴霧	冠動脈拡張薬
アナフィラキシー	アドレナリン注0.1%シリンジ1mg/1ml	2本	筋肉内注射	ショック時の補助薬
気管支喘息		1本	筋肉内注射	ステロイド薬
過換気症候群	薬剤投与なし			
てんかん発作	ホリゾン注射液10mg	1本	筋肉内注射	抗不安薬
血管迷走神経反射	アトロピン注0.05%シリンジ0.5mg/1ml	2本	筋肉内注射	副交感神経遮断薬
	エホチール注10mg	1本	筋肉内注射	昇圧剤

※ご使用の際には、歯科医師の先生のご判断で患者様に投与いただきますようお願いいたします。

2. 薬剤の使用期限が到来する前に弊社より新しい薬剤をお送りいたしますので、クリニック様の使用期限管理のお手間を軽減いたします。
3. もし薬剤をご使用された場合、ご連絡をいただけましたら、新しい薬剤を無償で補充させていただきますので、少量の薬剤調達のご面倒がなくなります。
4. 薬剤について製薬会社から出される副反応等の重要な情報について、お知らせいたします。

※従来、付属させていただいておりました溝端教授監修のDVD「偶発症の症状と緊急薬剤の使用方法」は、弊社ホームページにて公開しております。ご参照いただけますようお願いいたします。 <http://dental-kinkyuyakuzai.jp>

会費

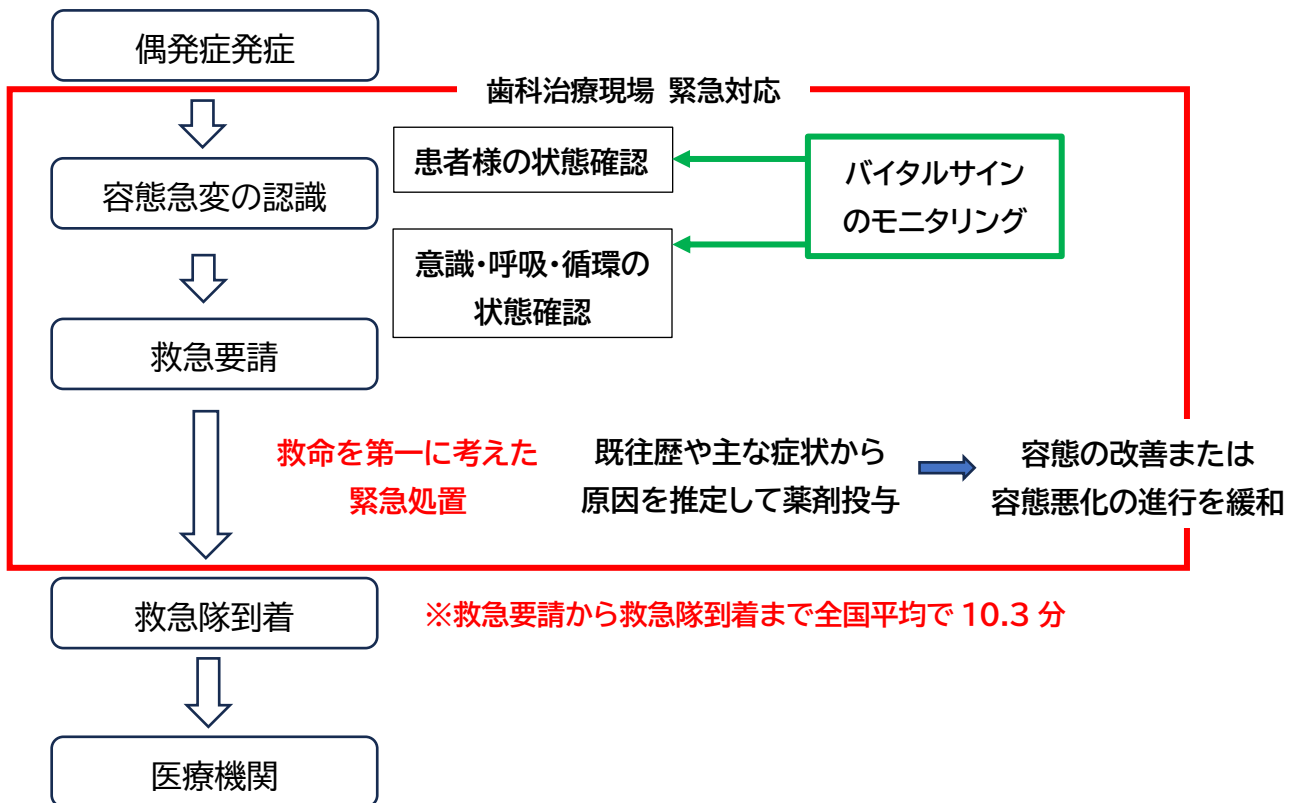
初年度:33,000 円(税込)/ 2年目以降:16,500 円(税込)

【偶発症対応の弊社の基本的な考え方】

「偶発症対応の際には、躊躇せずに救急要請を行っていただく」

「患者様の救命を第一に考え、救急隊到着までの容態の改善 または容態の悪化の緩和を目指していただく」

【偶発症対応のイメージ】



【監修いただいた溝端康光先生のご紹介】

大阪公立大学大学院 医学研究科 医学部医学科 救急医学 教授
大阪公立大学 医学部附属病院 救命救急センター長



日本臨床救急医学会 代表理事 日本外傷診療研究機構 代表理事
日本救急医学会 理事 日本外傷学会 理事
日本救命医療学会 理事 日本外科学会 代議員
厚生労働省 救急・災害医療提供体制等に関するワーキング・グループ 委員
などの多数の学会・委員会の要職に就かれていらっしゃいます。

ご提供可能な薬剤の紹介

当会でご用意いたします薬剤は、歯科治療現場で偶発症に対応いただきやすいよう静脈注射薬は避け、筋肉内注射薬、経口投与薬、口腔内噴霧薬で構成いたしております。また、筋肉内注射薬にはシリンジと一般的に筋肉内注射に適しているとされている 23G レギュラーベベルの注射針を付属いたしております。

※ 薬剤投与につきましては、年齢・体重・容態・既往歴などから歯科医師の先生がご判断し、投与をいただきますようお願いいたします。

① アトロピン注 0.05%シリンジ 0.5mg/1ml (23G RB 注射針を付属)



迷走神経性徐脈に投与します。
副交感神経を遮断して心拍数を増加させる働きがあります。
成人へは 0.5mg(1 シリンジ)/回を投与。

② アドレナリン 0.1%シリンジ 1mg/1ml (23G RB 注射針を付属)



アナフィラキシーなどショック時の補助治療や気管支喘息の気管支痙攣の緩和に使用されます。
成人で 0.3mg(シリンジの 30%)、
小児は 0.15mg(0.01mg×体重)に減薬して使用。

③ デキサート注射液 1.65mg (針付き 1mlシリンジを付属)



副腎皮質ホルモン(ステロイドホルモン)製剤です。
炎症やアレルギー症状を改善したり、免疫反応を抑える等、様々な働きがあります。

成人で 1 アンプル/回を投与。

④ ホリゾン注10mg (針付き 2.5mlシリンジを付属)



神経の興奮を抑制することで、てんかんなどの痙攣発作を抑えるジアゼパム系の向精神薬です。
成人に 1 アンプル/回を投与。

⑤エホチール注10mg

(針付き 1mlシリンジを付属)



血管迷走神経反射などにより血圧が急激に低下した際に使用します。

交感神経の活動を活発にして血圧を上げる働きがあります。

成人に対して1/2アンプル/回を投与。

⑥ニトロールスプレー1.25mg



静脈をひろげて心臓の負担を減らすと共に冠動脈をひろげて心筋の酸素不足を改善する働きがあります。

胸の圧迫感や胸痛といった狭心症発作の際に口腔内に1回1噴霧を使用。

(最初に使用する時は 2~3 回 空吹きを行い、確実に噴霧されることを確認)

5 分経過後、改善が認められない場合は、もう 1 噴霧にて投与。

⑦ニフェジピン10mg



末梢血管や冠動脈を拡げて血圧を低下させる働きがあるカルシウム拮抗薬です。急激な血圧が上昇した際に、成人で2錠/回を経口投与。

⑧ブドウ糖粒3g



ブドウ糖 3gの粒です。低血糖発作の際に3~4錠を誤嚥や気道閉塞に注意しながら経口投与。

<ご参考> 過去の判例から考える歯科医師の法的リスクについて

新幸総合法律事務所

代表弁護士 黒瀬 拓馬

【歯科医師の救護処置の社会的制度・社会通念の変化について】

医療の最新の知見が進歩するのと同様に、社会情勢や世間の感覚に合わせたリスク判断、リスク回避の行動を取ることが求められております。歯科の先生方にも、常に時代に沿った危機管理を行っていただく事が要求される、今後ますます要求されていくと考えております。

平成14年 歯科医師の救命研修について医師法17条違反が問われた「札幌事件」札幌地裁
⇒裁判では医師法に抵触するとの判決がくだされた
⇒平成14年4月23日 厚労省医政局医事課長・歯科保健課長 通知
「歯科治療現場での歯科医師の救命行為は医師法17条には抵触しない」



平成20年 外来環加算制度のスタート
「安全な治療環境を整える＝AED・酸素ボンベ・救急蘇生キットなどの整備」
⇒認定されている歯科クリニックは救命の設備が整い、歯科医師は救命研修を受講している

社会のコンセンサスやシステムの変化により、歯科医師の先生方に求められる救命救護の考え方も変化・・・「歯科医師は救命行為を行う事が法律で禁止されている」
「歯科医師は患者の全身管理が出来なくても仕方ない」
「歯科医師に救急救命を求めるのは過酷である」



「歯科治療において想定されるインシデントに対応する設備・環境が整備し、偶発症発症の際には救護行為を行う」

【偶発症対応の法的責任の争点】

歯科医師の先生方の偶発症対応の「法的義務」について、過去の事例などを検証し、訴訟の争点となると想定されるポイントをご説明させていただきます。

1. バイタルサインなどの観察義務

血圧・脈拍・SpO2 などのモニタリングを行ったか？

歯科治療の際には、一定の割合で偶発症が発症する事が想定されるため、歯科医師は患者の状態を観察する義務があるとの考え

平成22年12月 さいたま地裁判決

「バイタルサイン観察義務を尽くしていれば、患者が生存していた可能性があったと認める事が出来る。」

＝不法行為に基づく損害賠償請求が認められた

2. 既往歴等の問診義務

アレルギーや喘息・高血圧症・狭心症などの既往歴を把握していたか？

- ・高齢化による既往歴のある患者様への治療機会の増大
- ・インプラントなどの患者様の体への負担の大きい手術の普及

平成 15 年 10 月 青森地裁

「キシロカイン投与後にアナフィラキシーショックで死亡した裁判事例

…過去にアナフィラキシーの既往歴があるにもかかわらず、問診を歯科助手に任せ、歯科医師による十分な問診が行われなかった」

⇒否認されたものの争点になった事例

3. 救命のための設備整備義務

想定されるインシデントに対応する設備を整備していたか？

『どのような偶発症を想定し、どのような設備や環境を整えていたのか』

…一定の確率で発生されることが報告されているインシデントに対して、偶発症対応の医療機器や薬剤を「使えない」「使わない」という理由で常備していない場合、法的責任を追及の可能性が高まりかねない

4. 迅速かつ適切な救護義務

迅速な救急要請を行ったか？

歯科治療現場で行える救命行為を行ったか？

平成 15 年 10 月 青森地裁判決

「人工呼吸などの第一次救命処置を開始し、出来れば薬剤を使用した第二次的救命処置を開始するべきであった」

「歯科医師はアナフィラキシー発症で混乱し、十分な救命処置を行い得なかったことは明らか」

平成 22 年 12 月 さいたま地裁

「自発呼吸をしていない患者への酸素吸入器の使用は適合した処置とは言い難いが、緊急時を考慮すればこのような行為が不適切であったとは言い難い」

⇒何も対処を行わなかった「不作為の過失」には厳しく、一方で 最善を尽くそうと行った行為「作為の過失」には一定の評価

「緊急薬剤ネットワーク」会員規約

第1条（目的）

本会は、歯科臨床現場における偶発症に対応する歯科医師、歯科クリニック従業員の緊急時の即応体制の構築に資する事を目的とする。

第2条（緊急薬剤セットの提供等）

1. フォーサイテック株式会社（以下「当社」という）は、本会員に対し、本契約締結後速やかに別紙緊急薬剤セット目録記載の各薬剤（以下「本件薬剤」という）を提供し、本会員の責任において法令を遵守し、歯科クリニック内にこれを備え置くものとする。
2. 本会員が本件薬剤をその使用目的・用法に従って使用した場合には、速やかに当社にその旨を連絡するものとし、連絡を受けた当社は、速やかに当該使用済み薬剤と同じ又は同等の薬剤を無償で補充するものとする。
3. 前項に定める場合の他、当社は本会が推奨する薬剤については、少なくとも当該使用期限の1か月前までに当該薬剤と同じ又は同等の薬剤を無償で補充するものとする。ただし、本会員の希望により購入した薬剤を除く。
4. 本会員は、当社から提供された本件薬剤を善良なる管理者の注意をもって法令を遵守し保管をするものとし、万が一、本件薬剤の全部又は一部が紛失した場合には、速やかに当社にその旨を連絡するものとする。

第3条（契約期間）

本契約の契約期間（会員期間）は、本契約締結日から満1年間とする。

本契約の契約期間満了日の1か月前までに本会員から特段の意思表示のない場合、本契約は更に1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条（年会費）

本契約に基づく年会費は、初年度は金3万円、2年度目以降は1万5千円（共に消費税別）とする。ただし、諸般の事情によって会費を変更する場合には、当社は事前にその旨を本会員に通知し、説明を行うものとする。

第5条（禁止事項）

1. 本会員は、本件薬剤をその使用目的・用法に反して使用してはならない。
2. 本会員は、本件薬剤を自らの患者に対してのみ使用するものとし、無関係な第三者に対して使用してはならない。ただし緊急やむを得ない必要のある場合にはこの限りではない。
3. 本会員は、いかなる場合であっても、本件薬剤を第三者に譲渡、転売してはならない。

第6条（免責事項）

当社は、本件薬剤の薬としての効能（副作用の有無を含む）を保証するものではない。

当社は、本件薬剤がその使用目的・用法に従わずに使用された場合、これにより生じた結果について一切の責任を負わない。

本会員が、本件薬剤を使用する際には、薬剤名、容量、使用期限を確認の上 本会員の責任において使用するものとする。

第7条（契約の解除）

1. 本会員または当社は、相手方について下記いずれかの事由が生じた場合には、何らの通知催告なしに直ちに本契約を解除する事ができる。
 - (1) 本会員が本契約第5条に違反もしくは法令又は行政からの指導に違反するなど法令を遵守しない場合
 - (2) 本会員が本契約締結日または本契約更新日から1か月以内に年会費を支払わなかった場合
 - (3) 本会員（歯科クリニック）が廃業（廃院）した場合
 - (4) 第三者から仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立を受け、もしくは公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 第三者から破産、特別清算、民事再生または会社更生手続き開始の申立を受け、もしくは自らその申立を行った場合
 - (6) 手形または小切手の不渡り事故を起こした場合
 - (7) 本契約に違反し、相当な期間内にその是正を行わない場合
2. 本契約が解除された場合、本会員は直ちに当社から提供を受けている本件薬剤は本会員の責任において適正に処分を行うものとする。また本会員は、支払い済みの年会費については、返還請求はできないものとする。

第8条（反社会的勢力）

本会員は及び当社は現在自ら又はその役員、従業員が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、準暴力団または準暴力団構成員（いわゆる「半グレ」と呼ばれる個人または集団）、特殊知能暴力集団等その他これに準ずる者をいう）に該当しない事を表明し、かつ将来も該当しない事を確約する。

第9条（秘密保持義務）

1. 本会員と当社は、本契約に関して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という）につき厳に秘密を保持し、相手方の事前の書面による承諾なしに、一切第三者について開示漏洩してはならないものとする。

ただし、以下の各号に該当する情報についてはこの限りではない。

 - (1) 受領者が当該秘密情報を取得した時点において既に公知であった情報
 - (2) 受領者が当該秘密情報を取得した後に受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (3) 受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (4) 受領者が既に自ら適法に保有していた情報
2. 前項の秘密保持義務は、本契約が終了後もなお効力を有するものとする。
3. 本会員または当社が、第1項の秘密保持義務に違反し、相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなくてはならない。

第10条（規定外事項）

本契約に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、関係諸法令及び一般の社会通念・取引慣習に従って、当事者双方が誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。


第11条（合意管轄裁判所）

本契約に関して紛争が生じた場合には、会員所在地の第一審裁判所を管轄裁判所とする。

「緊急薬剤常備ネットワーク」ご入会方法

ご入会を希望される方は、「緊急薬剤常備ネットワーク」の公式ホームページよりオンラインで申し込みいただくか、または、＜入会申込書 兼 薬剤発注委託依頼書＞に必要事項をご記入の上、FAX、メール添付のいずれかの方法で弊社に送付して下さい。

公式ホームページよりお申込み

緊急薬剤常備ネットワーク  検索

<https://dental-kinkyuyakuzai.jp/>

入会申込書を FAX またはメールで返送

FAX : 03-6222-9517

E-mail : toiawase@dental-kinkyuyakuzai.jp

＜入会申込書 兼 薬剤発注委託依頼書＞の記入方法

緊急薬剤セットを常備する歯科クリニックの＜基本情報＞をご記入ください。

歯科医籍番号について

緊急薬剤セットは医療用医薬品で構成されており、医療機関で歯科医師が使用すること、または歯科医師の指示のもと使用する事を前提に提供をしております。医療機関における資格を確認するため、ご記入をお願いいたしております。

緊急連絡先・メールアドレスについて

薬剤の変更や専門家の先生より使用方法のご注意をいただいた場合に情報共有させていただくために、メールアドレスのご登録をお願いいたしております。

薬剤の指定について

緊急薬剤セットをご提供するにあたり、薬機法等により、医療機関からの求めに応じて薬剤セットを制作する必要があります。

お手数ですがご入会を希望される方は、必ず＜お申込み内容＞よりご希望される薬剤の指定をお願いいたします。

お申し込み後の流れ

お申込みをいただいた後に、薬剤の発注と準備にとりかかる為、お届けまでに約一か月のお日にちを頂戴しております。お支払いにつきましては、初回セットをお送りする際に請求書を同梱いたしますので、ご査収の上お支払い賜りますようお願いいたします。

更新について

一年ごとに自動更新となります。更新月の一か月前を目安に郵送で更新のご案内をお送りいたしますので、退会をご希望される場合は、弊社までご連絡ください。

<入会申込書 兼 薬剤発注委託依頼書>

<基本情報>

医院名

歯科医師名

歯科医籍番号

郵便番号

住所

電話番号

FAX

緊急連絡先

メールアドレス

※請求書/領収書を基本情報ご登録先以外への送付を希望される場合、送付先をご記入ください

請求書/領収書の宛名

郵送先名

担当者様名

郵便番号

住所

<お申込み内容>

年会費 初年度 33,000 円 (税込)

緊急薬剤セットにご指定いただける薬剤

※チェックを入れてください↓

全ての薬剤を申し込む

- | | | |
|-------------------|-----|--------------------------|
| ・アトロピン注 0.05%シリンジ | 2 本 | <input type="checkbox"/> |
| ・アドレナリン注 0.1%シリンジ | 2 本 | <input type="checkbox"/> |
| ・デキサート注射液 1.65mg | 1 本 | <input type="checkbox"/> |
| ・ホリゾン注射液 10mg | 1 本 | <input type="checkbox"/> |
| ・エホチール注 10mg | 1 本 | <input type="checkbox"/> |
| ・ニトロールスプレー 1.25mg | 1 本 | <input type="checkbox"/> |
| ・ニフェジピン錠 10mg | 2 錠 | <input type="checkbox"/> |
| ・ブドウ糖 3g粒 | 4 粒 | <input type="checkbox"/> |

<銀行振込先>

きらぼし銀行 春日町支店 普通 5032286 フォーサイテック(カ)

会員規約に同意する

※チェックを入れてください

申込日 年 月 日

歯科医師 署名